

第12回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

議事次第

日 時：平成29年4月27日（木）

15：30～17：00

場 所：大阪市役所 屋上階会議室

I 開 会

II 委員及び出席者紹介

資料－1 資料－2

III 議 題

資料－3

1. 大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の一部変更について（第1号議案）
2. 会計、監事および幹事長の指名について（第2号議案）
3. 平成29年度事業計画案について（第3号議案）
4. 平成29年度収支予算案について（第4号議案）
5. 平成29年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する
協定書の締結について（第5号議案）
6. 平成29年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する
協定書の締結について（第6号議案）
7. その他

IV. 閉 会

<配布資料>

資料－１

委員・オブザーバー名簿

資料－２

出席者名簿

資料－３

第 12 回 大阪 水・環境ソリューション機構運営会議 議案書

参考資料－１

平成 28 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務
業務報告書

参考資料－２

各団体の海外調査等の取組について

参考資料－３

海外展開の情報収集・課題整理活動報告

参考資料－４

大阪低炭素都市開発支援本部設置要綱

参考資料－５

ホーチミン市低炭素都市形成の実現に向けたホーチミン市-大
阪市の協力関係に関する覚書

参考資料－６

アジア等の低炭素都市形成に向けた Team OSAKA ネットワーク

参考資料－７

経済産業省 「水ビジネスの今後の海外展開の方向性」

平成 29 年度 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

委員・オブザーバー名簿

	委員名	所 属
委 員 長	田中 清剛	大阪市 副市長
委 員	出野 精二	公益社団法人 関西経済連合会 常務理事・事務局長
委 員	児玉 達樹	大阪商工会議所 常務理事・事務局長
委 員	永井 文博	大阪市 建設局長
委 員	河谷 幸生	大阪市 水道局長
委 員	北辻 卓也	大阪市 環境局長
委 員	西田 淳一	大阪府 商工労働部長
委 員	柏木 陸照	大阪市 経済戦略局長
オブザーバー	井出 仁雄	大阪府 都市整備部長
オブザーバー	宍戸 健一	独立行政法人国際協力機構 関西国際センター 所長

第12回 大阪 水・環境ソリューション機構 運営会議

出席者名簿

	委員名	所 属
委 員 長	田中 清剛	大阪市 副市長
代理委員	武田 信明	公益社団法人 関西経済連合会 産業部 参与
代理委員	楠本 浩司	大阪商工会議所 経済産業部 産業・技術振興担当部長
委 員	永井 文博	大阪市 建設局長
委 員	河谷 幸生	大阪市 水道局長
委 員	北辻 卓也	大阪市 環境局長
代理委員	北尾 保己	大阪府 商工労働部 成長産業振興室長
委 員	柏木 陸照	大阪市 経済戦略局長
代理 オブザーバー	稲垣 勝伸	大阪府 都市整備部 下水道室長
代理 オブザーバー	飯田 学	独立行政法人国際協力機構 業務第一課長

第 12 回 大阪 水・環境ソリューション機構運営会議

議 案 書

目 次

第1号議案	大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の一部変更について・・・・・・・・・・P1～4
第2号議案	会計、監事および幹事長の指名について・・・・・・・・・・P5
第3号議案	平成29年度事業計画案について・・・・・・・・・・P6
第4号議案	平成29年度収支予算案について・・・・・・・・・・P7
第5号議案	平成29年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する 協定書の締結について・・・・・・・・・・P8～11
第6号議案	平成29年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する 協定書の締結について・・・・・・・・・・P12～14

第 1 号議案 大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱の一部変更について

大阪 水環境ソリューション機構設置要綱を次の通り一部変更する。(変更箇所を赤字で、
削除箇所は—で表示)

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、「大阪 水・環境ソリューション機構（以下「機構」という。）という。

(目的)

第2条 機構は、官民連携により、海外の水・環境問題への貢献、大阪・関西企業の海外展開を支援することによる地域経済活性化を目的とする。

(事業)

第3条 機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 案件形成・事業化支援に関する活動
- (2) 事業受託支援に関する活動
- (3) 海外プロモーション活動
- (4) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

第2章 組織

(組織及び代表)

第4条 機構は大阪市、大阪府、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所により構成する。

- 2 機構は、必要に応じて、上下水道、環境、法律、財務等に関する有識者に意見を聞き、又は参加を求めることができる。

(運営会議)

第5条 運営会議は、別表1で定める委員で構成する。

- 2 運営会議は、次に掲げる事項について審議、決議し、かつ、機構の業務執行を統括する。
 - (1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - (2) 要綱の制定及び改廃に関する事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事
- 3 運営会議には委員長を置き、委員の互選で選任し、同委員長を機構の代表者とする。
- 4 運営会議には会計を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 5 運営会議には監事を置き、委員の中から委員長が2名指名する。
- 6 運営会議に出席できない委員は、委員長もしくは代理人に決議を委任することができる。この場合において、その委員は出席したものとみなす。
- 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 運営会議の決議には、全構成団体の代表が集まる会議での承認もしくは、全構成団体の書面による承認を得なければならない。
- 9 運営会議において決議をすべき場合、委員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。

- 10 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 11 運営会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 12 運営会議には必要に応じて、別表3のオブザーバーを招集することができる。なお、オブザーバーは決議権を有しないものとする。

(幹事会)

第6条 運営会議の円滑な運営に資するため、別表2に定める幹事で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会には幹事長を置き、運営会議委員長が指名する。
- 3 幹事会は必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 前条第6項、第7項、第9項、第10項、第12項の規定は幹事会において準用する。

第3章 事務局

(事務局)

第7条 幹事会幹事長の指示のもと、機構事業に必要な事務を行うため、事務局を一般財団法人 都市技術センターにおく。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。

第4章 会計

(運営経費)

第8条 機構の運営は、別途定める分担金及びその他の収入をもって行う。

- 2 会計業務の円滑な運営に資するため、幹事長は日常の会計業務遂行権限を有するとともに対外的な預貯金契約における、機構の代表権限を有し、随時、業務遂行内容を会計に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第9条 機構の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 解散

(解散)

第10条 機構は、全構成団体の承認を経て、解散することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

大阪市	副市長
	建設局長
	水道局長
	環境局長
	経済戦略局長
大阪府	商工労働部長
公益社団法人 関西経済連合会 常務理事	
大阪商工会議所 常務理事	

別表 2

大阪市	建設局 水環境担当部長
	水道局 経営改革・事業開発担当部長
	環境局 環境施策部長
	経済戦略局 立地交流推進担当部長
大阪府	商工労働部 成長産業振興室長
公益社団法人 関西経済連合会 産業部長	
大阪商工会議所 経済産業部長 部長	

別表 3

	運営会議 担当	幹事会 担当
大阪府	都市整備部長	都市整備部 下水道室長
独立行政法人国際協力機構 関西国際センター	所 長	業務第一市民参加協力課 課長

第2号議案 会計、監事および幹事長の指名について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第5条第4項により会計を、同条第5項により監事を、第6条第2項により幹事長を、運営会議委員長より指名する。

(運営会議委員長からの指名案)

会 計 : 永井委員(大阪市建設局長)【留任】

監 事 : 河谷委員(大阪市水道局長)【新任】、北辻委員(大阪市環境局長)【留任】

幹事長 : 佐崎幹事(大阪市建設局 水環境担当部長)【留任】

第3号議案 平成29年度事業計画案について

大阪 水・環境ソリューション機構は、平成29年度で発足7年目、大阪府が参加してから6年目を迎える。この間、当機構の活動は、平成23年度の海外プロモーションを中心とした活動から、平成24年度以降の官民連携による調査等の支援を中心とした活動に移行している。

平成29年度も、前年度までの活動方針を継続し、ベトナム国等において大阪府市が参画する調査活動への支援を中心に、官民連携による事業化実現を目指して、以下の事業を実施する。

(1) 案件形成・事業化支援に関する活動

① 海外現地調査

➤ 海外現地調査

- ・ベトナム国やミャンマー国等へ案件の発掘、事業化のための現地調査を行う。
- ・経済団体のミッション団に参加し現地調査を行う。

② セミナー・視察受入支援

- 関係部局の海外活動に関連したセミナー支援
- 関係部局による海外からの視察受入支援

③ 国内でのニーズ等調査

- JICA研修員とのネットワーキングイベント開催（9月頃開催）
- ネットワーキングイベントへの参加

④ 課題整理・情報収集活動

- 過年度報告書への内容追加など

(2) 海外プロモーション活動

- 大阪府市の参画する見本市出展等との連携活動（随時実施）

(3) その他、前条に定める目的を達成するために必要な活動

① 各種会議等

- 運営会議 1～2回程度
- 幹事会 随時実施
- 実務者等による会議 随時実施
- 民間企業等へのニーズ調査、支援策検討等

② ホームページ整備等

- ホームページを維持するとともに、機構の活動を情報発信する。

第4号議案 平成29年度収支予算案について

平成29年度 収支予算（案）

（単位：円）

科目		予算額	摘要
Ⅰ 収入の部			
	分担金	10,500,000	大阪市3局(3,500,000/局)
	収入合計	10,500,000	
Ⅱ 支出の部			
	案件形成・事業化支援	7,100,000	
	海外現地調査	2,800,000	
	海外セミナー・視察受入支援	3,200,000	
	国内でのニーズ等調査等	1,100,000	
	その他	3,400,000	
	各種会議等	2,200,000	
	広報ツール整備等	1,200,000	
	支出合計	10,500,000	

第5号議案 平成29年度大阪水・環境ソリューション機構事務局運営費用に
関する協定書の締結について

大阪水・環境ソリューション機構設置要綱第8条により、次の通り協定を締結する。

平成 29 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営費用に関する協定書

大阪市建設局（以下、「甲」という。）、大阪市水道局（以下、「乙」という。）、大阪市環境局（以下、「丙」という。）は、事務局運営に要する費用について、大阪 水・環境ソリューション機構（以下「丁」という。）と、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「機構設置要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、機構設置要綱第 8 条に基づき、平成 29 年度の事務局の運営費用に関する必要な事項について定める。

（運営費用）

第 2 条 事務局運営に要する費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、分担金額は別表のとおりとする。

（費用の支払い）

第 3 条 丁は、報告書を提出した後、速やかに精算書を作成し、甲、乙、丙に提出しなければならない。

2 丁は、前項に基づき精算書を提出した日から 20 日以内に請求書により、甲、乙、丙に費用を請求するものとする。

3 甲、乙、丙は、前項の請求があったときは請求日から 30 日以内に支払いを完了するものとする。

（協定の期間）

第 4 条 この協定は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（協定の変更）

第 5 条 この協定の内容を変更する必要がある場合には、甲、乙、丙、丁で協議の上、別途変更協定を締結するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

（協定書の効力発生日）

第 7 条 この協定書の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から遡って効力を生ずる。

この協定の締結の証として本協定書 4 通を作成し、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 日

甲 大阪市建設局長 永 井 文 博

乙 大阪市水道局長 河 谷 幸 生

丙 大阪市環境局長 北 辻 卓 也

丁 大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田 中 清 剛

別紙

表 運営費用分担表

甲	大阪市 建設局	3, 500, 000 円	(1/3)
乙	大阪市 水道局	3, 500, 000 円	(1/3)
丙	大阪市 環境局	3, 500, 000 円	(1/3)
合計		10, 500, 000 円	

第6号議案 平成29年度大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に
関する協定書の締結について

大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱第7条により、次の通り協定を締結する。

平成 29 年度 大阪 水・環境ソリューション機構事務局運営業務に関する協定書

大阪 水・環境ソリューション機構（以下、「甲」という。）と一般財団法人都市技術センター（以下、「乙」という。）は、大阪 水・環境ソリューション機構設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、機構事務局運営業務（以下、「業務」という。）について、次の各条項に従い、協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、大阪 水・環境ソリューション機構事業に必要な事務局運営を行うために必要な事項について定める。

（業務の内容）

第 2 条 業務の詳細は、別に定める仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

（実施期間）

第 3 条 この業務は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（業務費用）

第 4 条 業務にかかる費用は、概算金 10,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

（費用の支払い）

第 5 条 乙は、業務終了後速やかに精算書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づき精算書を提出した後、速やかに甲に請求書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の請求があったときは、運営費用分担金の入金後、速やかに当該金額の支払いを完了しなければならない。

（業務の報告および検査）

第 6 条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、協定期間内に業務報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に業務の履行を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

（秘密の保持）

第 7 条 乙は、この業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義を生じたときは、別途、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生日)

第9条 この協定書の規定は、平成29年4月1日から遡って効力を生ずる。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成29年4月 日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟内
大阪 水・環境ソリューション機構
運営会議委員長 田 中 清 剛 ⑩

乙 大阪市中心区船場中央2丁目2番5-206号
船場センタービル 5号館2階
一般財団法人 都市技術センター
理 事 長 西 尾 誠 ⑩